

公認スキー学校規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款施行細則第5条に基づき公認スキー学校の健全な運営と質の向上を図るためにこれを定める。

2. 学校長の資格

(1) ステージⅣの資格取得後、公認スキー学校において、3年以上の指導経験を有する者。または、指導経験が3年未満の者で、新規開校セミナーを受講した者。

ただし、ステージⅣへの推薦入会者は入会以前の指導経験も含む。

(2) 技術、知識、品位、人格において優れていること。

3. 設置基準

(1) スキー場営業期間中開校している常設校とする。

(2) 前 3.(1)項以外で、学校部が認めた場合に限り常設校とみなす。

(3) 公認校設置基準構成員は正会員2名以上とする。

(4) 正会員の構成メンバーは活動会員のみとする。

(5) 開校スキー場索道会社内に1スキー学校を原則とする。ただし、該当するスキー学校はそのスキー場全域を指導の対象とする。

4. 新たに学校を開設する場合の諸手続き

(1) 毎年6月1日から6月末日までに以下の書類を提出する。

イ. 新規申請書

ロ. 指導メソッドについての骨子の解説

ハ. 学校の運営・経営についての骨子の解説

ニ. 同一スキー場内に公認スキー学校が既存し、尚かつ複数の学校が開校できる場合は、既存学校の同意書

ホ. 開校スキー場事業主または索道会社の学校開設に関する契約書または同意書の写し

ヘ. 労災保険料納付証明書の写し

ト. 所属するスキー教師名簿（住所、電話番号、生年月日、資格及び会員番号）

チ. 学校を開設するスキー場の鳥瞰図

リ. 雇用契約書用紙

(2) 前 4.項(1)の書類提出と同時に所定金額を預託する。

(3) 学校部の定める面接審査で承認を受ける。

(4) 前 4.項(1)のイ. ニ. ホ. ト. チの写しを開校地の支部に提出する。

5. 継続申請する場合の諸手続き

(1) 申請は9、11項の場合を除き、毎年6月1日から6月末日までに以下の書類を提出する。

イ. 継続申請書

ロ. 労災保険料納付証明書の写し

ハ. 所属するスキー教師名簿（住所、電話番号、生年月日、資格及び会員番号）

ニ. 開校スキー場の鳥瞰図

ホ. 雇用契約書用紙

(2) 毎年6月1日から6月末日までに所定金額を預託する。

イ. 期限までに納入しない場合は別途定める延滞金を合わせて納入する。

(3) 申請時前1年以内に協会が実施する学校長研修会に出席する。

(4) 申請年度の4月20日までに発生した協会の売り掛金は5月末日までに精算する。

イ. 期限までに納入しない場合は別途定める延滞金を合わせて納入する。

6. 公 認

(1) 学校部で審査し、理事会の議決を経て会長が公認する。

(2) 期間は10月1日より翌年9月末日までの1年間とする。

7. 学校の義務

(1) 学校長を毎年学校長研修会に参加させる。

(2) 学校長は所属教師のS I A指導資格取得義務を要する。

(3) 所属正会員を救命・救急法講習会に参加させる。

(4) 協会の定める各種検定の検定員をおき、検定を行う。

(5) 公認期間中に所属会員または学校所在地、もしくは学校名等の変更があった場合、ただちに書面で学校部長に届け出る。

(6) 学校（法人・個人）は被雇用者と書面にて雇用契約を結ぶ。

(7) 学校部長が必要に応じて会議に出席を要請した場合、または必要書類の提出を要請した場合、学校長はこれに応じる。

(8) 学校は毎年交付される公認証を学校内に明示する。

(9) 学校は該当する地域にある支部に所属する。

(10) 学校長が外国籍で日本語での意思疎通や情報伝達が困難な場合は、学校内に通訳を置く。また、学校長は日本語習得に努める。

(11) 学校は受講生の傷害保険に加入する。

(12) 外国籍スノースポーツ教師を雇用する場合は、就労資格保持者とする。

8. 公認の取り消し

学校が公認基準に満たなくなった場合、または協会の名誉を傷つけ、協会の目的に違反する行為があったとき、学校部で審議し理事会の議決を経て公認を取り消す。

9. 公認準備校の開設手続

(1) 所定の開設届出書を提出し、学校部の審査を受け、その指示に従う。

(2) 開校地の支部に届出をし、承認を受ける。

(3) 設置基準の達成計画書を提出し、2年以内に達成する。

10. 分校設置基準

- (1) 設置は2、3、4、5、6、7、8、11項を適用する。
- (2) 本校と異なる名称のもとで開校できる。
- (3) 同一会社もしくは同一経営のもと、本校の校長は分校長を兼務することができる。
兼務する場合は分校にステージⅣの次席責任者を置かなければならない。
- (4) 構成する正会員は本校と重複してはならない。
- (5) 分校数は学校長としての業務を遂行できる範囲とする。

11. 公認スキー学校の移動教室

- (1) 移動教室を開校するときは場所、期間等を学校部とその地域の支部及び既存する公認校に事前に書面で提出する。
- (2) 移動教室が複数回または一週間以上に及ぶときは、その地域の支部及び既存する公認校の承認を得、同意書を事前に学校部に提出する。
- (3) 移動教室開催地における募集宣伝は出来ない。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年10月13日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年12月12日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成29年 7月27日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月 1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和元年 5月17日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和元年10月17日から施行する。

但し、3.項(3)については、令和2年 4月 1日から施行する。